

○高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について（平成21年1月26日国道利第17号国土交通省道路局長通達）

最終修正：平成27年3月27日国道利第19号

高架の道路の路面下及び道路予定区域は、直接には通行の用に供していない道路空間であり、まちづくりや賑わい創出等の観点から、その暫定利用を含め一層の有効活用を推進すべきところである。

このため、これらの道路空間については、下記に定めるところにより、計画的に有効活用が図られるよう配慮されたい。

## 記

### 1 基本方針

(1) 次に掲げる道路区域内の土地（以下「高架下等」という。）であって、その有効活用が可能と認められる場所に係る道路占用については、道路法及び道路法施行令の関係規定のほか、本通知によるものとする。

(ア) 高架の道路の路面下の道路のない区域の地上（以下「高架下」という。）

(イ) 道路法第91条第2項に規定する道路予定区域（以下単に「道路予定区域」という。）

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、車両又は歩行者の通行の用に供していない道路区域内の土地

(2) 高架下の占用は、道路法第32条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架下に設けられる工作物又は施設で、その合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるものについては、「道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもの」に限ることとする道路占用許可基準を適用しないこととしており、道路管理上支障があると認められる場合を除き、当該高架下の占用を認めることができる。

なお、「合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの」とは、まちづくりや賑わい創出等の観点から、占用させることがふさわしいと認められるものを指す。

また、道路法第32条第1項第1号から第4号までに掲げる工作物、物件若しくは施設、同項第7号に掲げる物件のための高架下の占用又は道路予定区域（1(1)(ウ)を含む。以下「道路予定区域等」という。）の占用は、道路管理上及び土地利用計画上十分検討し、他に余地がないため必要やむを得ない場合に限って認められているものであるが、まちづくりや賑わい創出等の観点からその有効活用が必要と認められる場合には、道路管理上支障があると認められる場合を除き、当該高架下の占用又は道路予定区域等の占用を認めて差し支えない。

(3) 高架下等の占用の許可に当たっては、公共的ないし公益的な利用を優先すること。

(4) 都市計画、周辺の土地利用状況等との調和を保ちつつ、まちづくり等の観点から適正かつ合理的な土地の利用を図る必要があると認められる高架下等について、道路管理者は、必要に応じ、高架下等に係る将来的な利用計画（以下「高架下等利用計画」という。）を策定すること。高架下等利用計画を策定した場合には、これに沿って、占用許可を取り扱うこと。

(5) 高架下等利用計画の策定及び高架下等における占用許可に当たっては、道路構造や交通への支障のほか、まちづくり等の観点から、総合的に判断すること。

## 2 高架下等利用計画の策定

(1) 道路管理者は、高架下等利用計画を策定するに当たっては、関係する他の道路管理者、地方公共団体、学識経験者等から構成される高架下等利用計画検討会を開催し、意見を聴取するものとする。

(2) 高架下等利用計画においては、高架下等の利用用途のほか、必要に応じ、占用の場所、構造、期間、占用主体等に関する事項を定めること。

(3) 高架下等利用計画は、占用の実態、道路交通の状況、周辺の土地利用状況等を踏まえ、必要に応じ、その変更又は見直しを行うものとする。

## 3 高架下の占用に関する留意事項

(1) 高架の道路は橋脚によって支えられる特殊な構造の道路であり、損壊等の事故が発生した場合に被害が甚大となることから、高架下の占用については、高架の道路の保全に支障がない場合に認められるものであること。

(2) 高架下の占用により、道路管理者が当該占用区域内及びその近傍において、橋脚等の道路構造物の日常的な点検等を行いにくくなるため、道路管理者に代わりこれを適確に行うことができる者を占用主体とし、高架下の管理に支障が生ずることのないよう配慮すること。

## 4 道路予定区域等の占用に関する留意事項

(1) 道路予定区域等については、暫定的な利用として、駐車施設、広場、公園、仮設店舗、仮設展示場等の占用が対象となるものであること。

(2) 占用物件については、将来の道路事業の施行に伴い除却の困難となる構造でないこと。また、占用期間については、占用申請時（更新時を含む。）に、占用物件の除却に係る方法、日数その他必要となる事項を明らかにする資料の提出を求め、将来の道路事業の施行時期等を考慮のうえ、道路事業に支障とならないように留意すること。

(3) 土地の性質にかんがみ、道路管理上の必要から道路管理者が当該土地を使用する可能性、道路構造や交通への支障等について十分に留意すること。

## 5 その他

(1) 電柱、電線、管路等道路上に広く占用が認められているもの又は応急仮設住宅等緊急に占用を認めることが必要となるものについては、本通知の取扱いによらず占用許可することが可能であること。

(2) 本通知に基づく占用許可の取扱いに関しては、許可基準等を別途定めるので、これによること。

(3) 本通知は、平成21年2月1日から施行する。

(4) 施行の日前の許可に係る占用については、なお従前の例によることができる。

(5) 施行の日前に「高架道路の路面下の占用許可について」（平成17年9月9日付け国道利第5号）記2の高架下利用計画を策定している場合における占用については、な

お従前の例によることができる。

- (6) 「高架道路の路面下の占用許可について」(平成17年9月9日付け国道利第5号)、「高架下利用計画策定指針について」(平成17年9月29日付け国道利第9号)、「高架の道路の路面下」等における占用に係る占用主体の取扱いについて」(平成17年10月3日付け国道利第11号)及び「高架道路の路面下の自動車駐車場の占用の取扱いについて」(平成18年6月22日付け国道利第15号及び16号)は、平成21年2月1日付けで廃止する。